



◆◆ 住宅改造支援事業について ◆◆

● 住宅改造支援事業とは

要介護高齢者および身体に障がいのある方が、在宅での生活が可能となるよう、住宅改造支援事業を行うことにより、本人および介護者の介護負担軽減を図り、高齢者福祉および身体障がい者福祉の増進を図ることを目的としています。

● 対象世帯

黒潮町に住所を有し、世帯の主たる生計中心者の前年(1~5月の間の申請においては前々年)の所得税額が30万円未満の方が対象となります。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた方で、身体上の障がいが1級または2級の方
- (2) 要介護状態が要介護4または要介護5に認定された方
- (3) (1)(2)に規定する者に準ずると町長が認める方

● 助成の対象

対象者の居住する住宅の改造に係る経費のうち、下記の箇所の工事が対象となります

- 浴室の改修・改築
- 玄関の段差解消
- 台所の改修・改築
- トイレの改修・改築
- 廊下の手すりなどの設置
- 階段の手すりなどの設置
- 事業対象者の居室の改修・改築

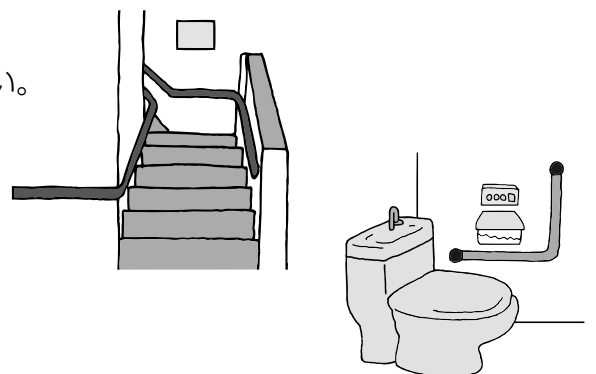
● 助成金

- 助成金の対象額は100万円を限度とします。
- 助成金の対象額の3分の2を助成し、1,000円未満の端数は切り捨てるものとします。ただし生活保護による被保護世帯は、対象額の全額を助成します。

● 助成の申請

助成を受けたい方は、下記の書類を提出してください。

- (1) 住宅改造支援事業費助成申請書
- (2) 住宅改造工事計画書(図面)
- (3) 工事費見積書
- (4) 登記簿抄本など所有者の分かるもの
- (5) その他町長が必要と認める書類



● 助成の制限

助成は1つの住宅につき1回に限ります。ただし、障がい状態の変化など新たな助成が必要と認められる場合は、この限りではありません。

※介護保険法の住宅改修費の給付(支給対象額20万円の範囲で9割を給付)を受けることが優先となります。

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ~安心で便利な口座振替を!~

【お問い合わせ】 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)